平成２１年（フ）第６３８号
沖縄県豊見城市字上田640番地１、申立時の住所川崎市宮前区水沢３丁目４番52号　メリータウン　203
債務者　下地美恵子
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月11日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第６４５号
川崎市幸区河原町１番地　河原町団地２―201
債務者　岩間　忠昭
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月11日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第６６０号
川崎市宮前区東有馬５丁目20番６―303号
債務者　齋藤　妙子
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月11日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第６６２号
川崎市麻生区高石１丁目30番46号　ハイム高石102
債務者　小野澤雄治
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月11日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第６６４号
川崎市川崎区日進町９番地17　川崎家31号室
債務者　渡邊　　薫
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月11日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第６６８号
川崎市中原区上平間410番地　サンライフ多摩川305
債務者　田代　元亮
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月11日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第６７０号
川崎市川崎区川中島１丁目27番10―508号　ライオンズマンション大師公園
債務者　阿部　弘重
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月11日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第６７１号
川崎市多摩区宿河原４丁目22番４号　シティハイムミツモリ203
債務者　小林　俊夫
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月11日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第６７７号
川崎市高津区下作延３丁目27番34―401号　ピュアグレイス宮崎台
債務者　岩崎　　裕
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月11日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第６８４号
川崎市多摩区南生田４丁目７番６―103号
債務者　川岡　晴美
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月11日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第６８５号
川崎市宮前区土橋１丁目６番地11　ビューコーヤ501号
債務者　新　　善江
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月11日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第６８６号
川崎市高津区北見方２丁目16番１号　山王苑
債務者　酒匂英一郎
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月11日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第６９７号
川崎市幸区南加瀬３丁目６番39―506号　萬家第二ビル
債務者　河田　玲子
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月11日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第７００号
川崎市多摩区長沢４丁目22番15号ビューグリーン多摩Ｂ棟103、前住所川崎市宮前区馬絹1406番地２トーカド宮崎台W―45
債務者　長岡　達夫
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月11日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第３３９５号
札幌市厚別区厚別中央４条２丁目25番１号　アーバンルピナスⅠ―201号
債務者　安藤　秀樹
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３３９６号
札幌市厚別区厚別中央４条２丁目25番１号　アーバンルピナスⅠ―201号
債務者　安藤　　希
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３４３４号
札幌市西区八軒５条東１丁目３番１号
債務者　竹花　清美
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部